

新潟県ＩＣカード管理規程を次のように定め、令和5年10月1日から実施する。

令和5年9月26日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県ＩＣカード管理規程

(趣旨)

第1条 知事の事務部局における電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行うためのＩＣカード（以下「カード」という。）の管理及び使用については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

（カードの種類）

第2条 カードの種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 知事の電子署名を行うためのもの
- (2) 本府の課長の電子署名を行うためのもの
- (3) 地域機関の長の電子署名を行うためのもの

2 前項に掲げるもののほか、必要なカードを置くことができる。

（カードの管理）

第3条 カードの管理に関する事務及びその事務を総括する者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) カードの管守 法務文書課長
- (2) カードの発行、再発行、更新及び失効 ICT推進課長

2 カードの管守は、次の表の左欄に掲げるカードについてそれぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「管理者」という。）が行うものとする。

知事の電子署名を行うためのカード	本府の課長及び地域機関の長
本府の課長の電子署名を行うためのカード	当該本府の課長
地域機関の長の電子署名を行うためのカード	当該地域機関の長
その他の電子署名を行うためのカード	当該電子署名を行うためのカードを管理する職にある者

（カードの発行等）

第4条 管理者は、カードの発行、再発行又は更新を受けようとするときは、別に定めるところにより、ICT推進課長に申請するものとする。

（カードの失効）

第5条 管理者は、カードを失効させようとするときは、別に定めるところにより、ICT推進課長に申請しなければならない。

（カードの事故に関する報告）

第6条 管理者は、カードの紛失、損傷、不正使用その他の電子署名が危険にさらされる疑いが生じたときは、速やかに法務文書課長及びICT推進課長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、管理者は、前条の規定によりカードの失効を申請しなければならない。

（管守の方法）

第7条 管理者は、あらかじめ職員のうちから、カードの管守を担任する職員を定めておかなければならぬ。

2 カードは、錠をつけた容器に納めて管守しなければならない。

3 PIN（カードを使用する際の暗証番号をいう。）は、カードとは別に管守しなければならない。

4 カードは、特に管理者の承認を受けた場合のほか、管守場所以外に持ち出すことができない。

（カードの使用）

第8条 カードは、公文書以外に使用することができない。

2 カードを使用するときは、カードの管守を担任する職員の審査を受けなければならない。

附 則

この訓令の施行の際現に発行されているカードは、この訓令第4条の規定により発行されたカードとみなす。